

(別添1)

事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所
事業所名（施設名） 北旭ヶ丘保育園

第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
 「b」評価・・・aに至らない状況＝多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。 ■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。 ■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。 □ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。 ■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。 □ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。 	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～31年度）」を基にした市公立保育園としての「平成30年度ランドデザイン」が作成されており、共通の保育理念を掲げ、保育園の目的、地域における存在意義、使命や役割等を明確にしている。その理念に基づいた市の保育方針があり、子どもの人権と主体性の尊重及び保護者の子育て支援、地域社会と連携した子育ての環境づくり、職員の姿勢などについて明示している。また、市の理念や方針に連鎖した「平成30年度北旭ヶ丘保育園ランドデザイン」を作成し、当園の保育理念や子どもの発達過程に応じた独自の養護面・教育面の分かりやすい保育目標も立てている。当保育園のランドデザインは昨年度までの「保育課程」や「私たちの大切にしているもの」なども踏まえ検討し作成されており、職員会や研修会でも理念や方針について触れ理解を深めている。利用者調査の結果から「保育園の基本的な考え方（保育目標・保育方針）について知っていますか」との問いに関して「どちらともいえない」、「いいえ」とする方がそれぞれ三分の一ほどおり、今後、各年度の市及び当保育園の「保育園ランドデザイン」を基に保護者に向けて理念や基本方針について更に周知される機会を設けられることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。 ■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。 ■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。 ■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。 	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」で公立保育園全体としての方向性が決定づけられている。当保育園のある地域の利用者の推移予測や利用率の分析も市教育委員会の担当部署の子ども課と連携し行われている。子どもや保育のニーズ等も小学校校長・保育園長連携会議、教師・保育士・地域の方々との交流などで把握している。また、当園としても未就園児交流で園開放や育児相談などを行う中で、地域のニーズを把握している。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。 ■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。 ■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。 ■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。 	<p>・運営に関しては市教育委員会の子ども課の管轄で、市の「子ども子育て会議」で事業計画の実施状況や評価も毎年度実施されている。また、公立保育園全体の園長会や補佐会等で市教育委員会子ども課から課題などが明らかにされており、当保育園の職員会議でも園長から園長会の報告が行われ職員に意見を聞いたり課題について共有し解決に向けて組織的に取り組んでいる。特に、当保育園として可能な光熱水費、消耗品費、修繕費等の経費節減に全職員で取り組んでいる。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント			
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16 中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	・「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～平成31年度)」でビジョンが明確にされている。保育園(認定こども園を含む)として「保育料の軽減」や「1, 3, 4歳児への保育士加配」、「公立全園での0歳児保育の実施」、「待機児童0の維持」などの具体的な目標が掲げられている。当保育園としての今年度のグランドデザインの中にも「みんなが楽しい保育園」として「身体中(五感)すべてを使って思い切りあそぼう いろいろな体験をしよう じっくり時間をかけて遊ぼう」として掲げ、また、「身体づくり」、「園外保育」、「交流保育・地域との連携」等に取り組むことも掲げ、職員も連携とスキルアップ、園内研修、保育のLPDCA(子どもの姿から学ぶ、計画、実践、評価、改善)などに積極的に取り組んでいる。			
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		b		■ 20 単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」や「平成30年度須坂市立保育園グランドデザイン」を基にした「平成30年度北旭ヶ丘保育園グランドデザイン」があり、「保育理念」や「保育目標」などが掲げられ具体的な内容となっている。当保育園のグランドデザインの保育目標には子どもの発達段階に合わせた具体策が盛り込まれ「十分に養護の行き届いた環境の下、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な要求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図る」ことに取り組んでいる。公立保育園という性格上難しいと思われるが、園のグランドデザインの中で数値化が可能なものについては数値化し、定量的な分析に繋がれることを期待したい。	
							■ 21 単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。		
							■ 22 単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。		
							□ 23 単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。		
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	■ 24 事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	・今年度の保育所保育指針の改定に際し、昨年度までの市立保育園全体のグランドデザインを基に新しいグランドデザインが作成され、当保育園のグランドデザインもそれに沿った形となっている。当保育園としての今年度のグランドデザインは職員会や園内研修の中での意見などが反映された計画となっている。また、市全体の園長会、園長補佐会、年齢別保育士研究会、給食献立会議等でも意見の集約・反映がされており、職員会や園内研修などで市や当園のグランドデザインが職員に周知されている。			
					■ 25 計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。				
					■ 26 事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。				
					■ 27 評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。				
					■ 28 事業計画が、職員に周知(会議や研修会における説明等)されており、理解を促すための取組を行っている。				

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	b	<input type="checkbox"/> 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。 <input type="checkbox"/> 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。 <input checked="" type="checkbox"/> 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。 <input checked="" type="checkbox"/> 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。	<p>・各クラスには市全体のランドデザインと当保育園のランドデザインが掲示されている。ランドデザインに基づき、各月の園だより、クラスだより、行事ごとのたより等で行事計画等についても説明している。今後、市全体や当保育園のランドデザインを「事業計画」として保護者が集まる機会に説明し、保育、施設・設備を含む環境の整備等、子どもと保護者の生活に密接にかかわる内容について理解を促すような取り組みを期待したい。</p>
	4	(1)	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。 <input checked="" type="checkbox"/> 34 保育の内容について組織的に評価（C：Check）を行う体制が整備されている。 <input type="checkbox"/> 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。 <input checked="" type="checkbox"/> 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。	<p>・今回が初めての第三者評価の受審であるが、自己評価を年1回行い、毎年度、市としての業績評価も行っている。保育の質の向上については年齢別、クラス別の指導計画に基づき「月案→実行→月末評価→次月案策定」という流れができており、PDCAサイクルとして機能している。今後は保育の質を高めるための保育園全体としての評価内容を定め、自己評価や第三者評価の受審などを定例化し、更なる質の向上に取り組まれることを期待したい。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b	<input checked="" type="checkbox"/> 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 38 職員間で課題の共有化が図られている。 <input type="checkbox"/> 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。 <input type="checkbox"/> 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。	<p>・毎年度、業績評価及び自己評価(年1回)を行っている。公立保育園全体としての施策もあり園独自では難しいかも知れないが、今後、期末に年度の事業計画でもあるランドデザインについての振り返りを行う際に、その結果を踏まえて課題を職員会や園内研修で洗い出し、改善点についての改善時期の明確化、修繕等の計画化を図り次年度の計画に反映されることを期待したい。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント	
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	■ 42	施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・当保育園の運営規程や職務分担表、組織図などで職務の内容が明らかになっており、園長は自らの立場を職員会や園内研修等で職員に周知し、職員の理解と協力を得ながら課題解決に向けて協働している。また、園長は園だよりや保育参観、保護者会などの折に、園の保育目標を保護者等に伝え自らの役割と責任について明確にしている。また、園の運営規程等に基づき非常災害などの有事の際にも自衛消防隊長として指揮監督し、園長不在時は園長補佐が副隊長として代行するようになっている。
			② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。		■ 46	施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	
① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 47	施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		・園長は、各年齢の年間指導計画、月案、週案、個人記録等に目を通し、保育の質の現状について毎月、評価・分析を行い課題を把握し、改善に向けて指導をしている。また、保育室に入ったり、子どもの昼食の状況を確認するなど、実際の保育と照らし合わせ把握し、良い点、改善点等を職員に具体的にアドバイスしている。更に、外部研修についても計画的に取り組み職員を派遣し、クラス会議や職員の園内研修等にも参画し、職員の資質の向上のために取り組んでいる。		
		■ 48	施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。				
		(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	■ 50	施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、各年齢の年間指導計画、月案、週案、個人記録等に目を通し、保育の質の現状について毎月、評価・分析を行い課題を把握し、改善に向けて指導をしている。また、保育室に入ったり、子どもの昼食の状況を確認するなど、実際の保育と照らし合わせ把握し、良い点、改善点等を職員に具体的にアドバイスしている。更に、外部研修についても計画的に取り組み職員を派遣し、クラス会議や職員の園内研修等にも参画し、職員の資質の向上のために取り組んでいる。
■ 51	施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。						
■ 52	施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。						
■ 53	施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。						
■ 54	施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は労務管理、保育運営管理、事務、渉外、財務等の視点から定期的に検証を行い、業務の効率化や経費の効率的な運用に努めている。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを効果的に配置し、休憩時間の取得や残業時間の削減等にも努め、職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいる。園として可能な光熱水費、消耗品費、修繕費等の経費の削減にも努めている。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・市としての配置基準があり、市教育委員会の子ども課が統括し、市公立保育園全体で保育士、調理師等の正規職員、嘱託職員の確保が計画的に進められている。市としてより多くの人材確保のために取り組んでおり、新規採用や社会人枠採用、保育支援員の採用等を行っている。当保育園でも正規職員、嘱託職員に加え、朝夕延長のパート保育士、休憩代替パート保育士などで人員を確保している。研修計画等に基づき人材育成にも取り組んでおり、外部及び園内研修や担当する子どもの年齢別職員研究会等に職員を参加させ、職員の保育の質の向上に取り組んでいる。市として福祉の職場説明会に継続的に参加したり、保育士を目指す学生の実習の受け入れを行うなど、市保育園全体として人材確保に取り組んでいる。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができている。</p>	<p>・公立保育園の保育士としてどうあるべきか、年度初めに「全国保育士倫理綱領」や「公立保育士としての心得」などを読み合わせ、期待する職員像を明確にしている。年度当初に市としての人事基準が一人ひとりの職員に渡されている。職務に関する成果や貢献度等については目標管理シートや能力評価シートが用いられ、自ら立てた目標に対しての自己評価を行い園長補佐や園長と面談し振り返りを行っている。市として経験や習熟度に合わせた「自分成長基本方針ワークショップ」が階層別実施されており、市の職員という立場から参加し、また、キャリアアップ研修などにも参加し公立保育園全体としてレベルアップを図っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取組んでいる。	b	<p>■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</p> <p>■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</p> <p>■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</p> <p>□ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</p> <p>■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</p> <p>■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</p> <p>■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</p> <p>■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</p>	<p>・労務管理の責任者は園長で、出勤簿、休暇、欠勤簿などで就業状況を把握し、職員の健康と安全の確保については市総務課で担当している「ホッとする相談室」に相談をすることができる。また、市職員の保健師が各保育園を定期的に巡回しストレスチェックや健康診断、労働安全衛生等について職員を指導している。休暇の取得についても年度当初や月初に職員の希望を聞き入れ職員間で調整をしており、随時の相談・調整も行うことができる。福利厚生については市の福利厚生に準じており、保育士の休憩場所も確保されており、市職員の共済会の慶弔見舞等も実施されている。仕事と生活の両立という面でも本人の希望により、育児や介護などの状況に合わせて休暇が取得できるように配慮がされている。福祉人材の確保、定着の観点から、超過勤務時間の削減、朝夕延長代替保育士や休憩時代替保育士の確保、育休取得時の代替保育士の配置、延長保育の保育士の配置等も行われている。今後は職員の業績評価時等も含め、面談の機会を定期的に設けることで更にコミュニケーションを図られることを期待したい。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<p>■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</p> <p>■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</p> <p>■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</p> <p>■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</p> <p>■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末(期末)面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</p>	<p>・市として「自分成長基本方針ワークショップ」が開催されており、経験や習熟度に合わせ目指す職員像について階層別に学習している。年度初めに「全国保育士倫理綱領」や「公立保育士としての心得」などを読み合わせ期待する保育士としての職員像を明確にしており、同じく年度当初に自らの職務内容を明らかにした目標管理シートを作成している。自分で立てた目標に対しての自己評価を期末に行い、職員一人ひとりが目標達成に向けての取り組み状況を振り返り、組織全体として成果を出せるようにしている。また、更に、設定した目標についての進捗状況の確認を行う中間面接も行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。 ■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。 ■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。 ■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。 ■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。 	<p>・市立保育園のグランドデザインには保育士としての「子どもの育ちと私たちのかかわり笑顔・温かさ・信頼・チームワークを大切にします」という囲みの欄があり、子どもや保護者から見た保育士の姿について示している。また、当保育園のグランドデザインの中の保育理念や目指す保育園の姿等にも職員に求められるべき項目もあり、裏返してみると子どもや保護者から期待される人間像に繋がっている。市全体として子どもの年齢に合わせた年齢別研究会、特別支援研究会、公開保育などが組まれており、関連する研究会等に職員が参加している。更に、園長会、園長補佐会、給食部会等もあり、週1回木曜日に行われる職員会で各会議の報告や方針の説明等があり内容を共有している。年度末には研修会のアンケートや報告書等を基に評価・見直しを掛け、市公立保育園全体として次年度へと繋げている。</p>
			③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。 ■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。 ■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。 ■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。 ■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。 	<p>・職員の資格取得状況については園長が把握している。市公立保育園として長野県社会福祉協議会の実施する福祉職員生涯研修の新任職員課程や中堅職員課程、主任保育士課程、管理者課程等、それぞれに合わせた研修に対象者を派遣している。市担当部署より研修案内が来るため市職員としての研修についても交代で参加している。外部研修に関しては市担当部署からの情報提供に加え各自情報を収集し、市保育連盟主催の研修に参加したり、体育指導や食育指導、信州やまほいく等の研修にも自主的に参加している。また、園内研修もテーマを絞りほぼ1ヶ月に1回、毎週行われる職員会議の1回を使い実施されており、外部研修参加者の報告なども行われている。市公立保育園として新人職員については先輩の職員が教育係としてペアを組みOJTが行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<p>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</p> <p>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</p> <p>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</p> <p>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</p> <p>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</p>	<p>・実習生への対応については園長が行い、保育士等の育成に積極的に取り組んでいる。「保育実習及び交流学习に参加の皆様へ」という文書があり、保育士や看護師などの資格取得を目指す実習生を受け入れている。専門学校などからの「保育実習事前打ち合わせについて」等の依頼文があり、学校の先生が園を訪問し、プログラムについての打ち合わせを行い、実習生への事前オリエンテーションも実施し、実習のねらいや希望等を聞く機会もある。また、中間で実習生と学校の先生が面談をしたり実習生の疑問点等が解決できるように実習ノートなどを基に振り返りも行っている。</p>
	3 運営の透明性の確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<p>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</p> <p>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</p> <p>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</p> <p>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</p> <p>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</p>	<p>・市の広報紙等に公立保育園全体としての予算や決算等の概要が載っている。「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」には「子どもは`宝`プロジェクト」として基本目標、事業計画などが掲載されている。また、市のホームページ等にも当保育園の情報を公開している。第三者評価についても今年度の受審分が県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。当保育園のランドデザインを子どもたちの大多数が近い将来就学する小学校に届け、保育理念や保育目標の周知を図り、当保育園への協力が得られるように働きかけている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<p>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</p> <p>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</p> <p>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</p> <p>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</p> <p>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</p>	・職務分掌や事務の手引きに基づき、園長が自ら事務、渉外、財務等の役割を担っており、職員にも周知されている。また、食材や消耗品の購入等の取引についても市として決められた業者との間で実施されている。公立保育園として県の監査を定期的に受け、市の内部監査も定期的実施されている。
	4 地域との交流、 地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<p>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</p> <p>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</p> <p>■ 110 子どもの個別の状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</p> <p>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</p> <p>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</p>	・「須坂市子ども・子育て支援事業計画(平成27年度～31年度)」の中で「子どもは“宝”プロジェクト」として文書化し、「地域の子どもは、地域で育てる」、「子どもを産み、育てやすいまち」を目指し、家庭、地域、団体、企業、行政が連携しそれぞれできることを行っていく必要があることを謳っている。それに沿い当保育園でも保育に関する子育てセミナーやイベントのチラシなどを掲示したり、未就園児との交流や一時的保育等を行っている。散歩コースは年齢に応じていくつかのコースがありその途中で地域の人々とも挨拶を交わしている。園の周りには畑が多いことからサツマイモの苗植えや収穫、焼き芋大会などで「地域活用プロジェクト」の人々の指導を受けたりふれあったりしている。また、すぐ近くにある市の「ふれあいプラザ」を利用する高齢者(すこやかさん)とも年6回交流し、年1回、地域の一人暮らしの高齢者ともふれあっている。更に、民生委員等の地域の役員を運動会やクリスマス会などに招待したり、園開放、年長クラスの小学生との交流、中学生の職場体験やサッカー教室のボランティアとのふれあいの機会なども設けられている。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b	<ul style="list-style-type: none"> ■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。 ■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。 □ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。 □ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。 ■ 117 学校教育への協力を行っている。 	<p>・「須坂市子ども・子育て支援事業計画」には「子育て支援グループ、地域ボランティアとの協働推進」が上げられている。また、地域の学校教育等への協力についての姿勢も「幼・保・小、須坂支援学校の連携」として明記されている。市社会福祉協議会が推進するサマーチャレンジボランティア、サッカー教室などのボランティアとも定期的にふれあっている。中学生の職場体験の受け入れや小学校の児童などとの交流も実施されている。「小中学生ボランティアの皆様へ」や「保育体験活動に参加される皆様へ」という文書がボランティア初日に手渡され説明もされている。今後、ボランティア対応マニュアルなどの作成を行い、更に、定期的に訪れるボランティアの確保とボランティア活動への理解が得られるような取り組みをされることを期待したい。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。 ■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。 ■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。 ■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。 ■ 122 地域に適当な関係機関・団体がない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。 ■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。 	<p>・子育て支援センター、児童センター、児童クラブ、保健センター、就学前児童療育施設などの関係機関が「須坂市子ども・子育て支援事業計画」で一覧することができ連携を取り、幼・保・小連絡会議、保育士による小学1年生授業参観、すこやか相談事業などにも職員が出席し、参加した職員から内容を聞き園内での共有化も図り問題解決に向けて協働している。また、必要性が生じた時には要支援児を見守り、市福祉課・福祉事務所、児童相談所、特別支援学校等とも連絡を取り、課題解決に向けて協働している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。 ■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。 ■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。 ■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。 ■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。 	<p>・当保育園でも未就園児交流の場を年度初めや年度末を除きほぼ毎月設けており、未就園児と保護者が来園し、在園児の様子を見たり、園内で一緒に遊んだりし、保護者同士の交流も図っている。また、育児相談や園庭の開放も通年行っている。更に、保護者会主催の「子育てセミナー」なども行っている。すぐ近くにあるふれあいプラザに通う一人暮らしの高齢者とも交流しており、地域の活性化にも寄与している。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。 ■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。 ■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。 ■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。 ■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。 ■ 138 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。 ■ 139 子どもの尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。 ■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。 ■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。 ■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。 	<p>・市のグランドデザインに「一人ひとりの人権や主体性を尊重しながら子どもの育ちや保護者の子育てを支えます」と掲げ、園でも方向性をつにし、子どもを尊重した保育が行われている。また、「運営規程」や「重要事項説明書」、「須坂市グランドデザイン」、「北旭ヶ丘保育園グランドデザイン」等には、理念や基本方針の他、子どもを尊重した保育や擁護にあたる基本姿勢が明示され、標準的な保育が実践されている。市では「子どもは宝プロジェクト」を掲げ、子どもを尊重した保育や基本的人権についての研修会や勉強会を組織的に実施している。CAPプログラム（人権教育プログラム）では、5歳児を対象に「人権感覚や自分の身を守る方法、自己肯定感」等を学ぶ機会を設けている。また、保護者や職員もCAPプログラム（人権教育プログラム）研修を受講する機会があり、共通の理解を図るための取り組みを行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント	
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	b	■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。	・子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。職員は外部研修へ参加し、また、内部研修ではマニュアル（プライバシー保護や虐待に関するマニュアル）を使って全体研修を行い、正しい知識と共通認識を持つための取り組みが行われている。トイレは安全面に配慮した設えで、年齢に応じて扉の大きさや仕切りの高さが調整されプライバシーに配慮された空間となっている。プール、身体測定等の着替えは発達状況に合わせて別室で行う等の工夫をしている。未満児のトイレ内が外からも見え、ハード面ですぐに対応することは難しいと思われるので、プライバシーに配慮するための衝立やパーテーションなどの工夫を期待したい。	
			■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。		■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。		
	□ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。	■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。					
	■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。	■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。					
			■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。		a		・須坂市のホームページには各保育園の紹介があり、何時でも自由に閲覧することができる。市の幼稚園、保育園、認定子ども園が掲載されている冊子や北旭ヶ丘保育園のパンフレットもあり何れも写真や絵図を用いて分かりやすい内容となっている。多くの人が入手できるように市の子ども課や支援センター、各保育園等に常時置かれている。
		■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。					
		■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。					
		■ 153 見学等の希望に対応している。					
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。		■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。		

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。 ■ 156 保育の開始・変更時には、保護者等がわかりやすいように工夫した資料を用いて説明している。 ■ 157 説明にあたっては、保護者等が理解しやすいような工夫や配慮を行っている。 ■ 158 保育の開始・変更時には、保護者等の同意を得たうえでその内容を書面で残している。 ■ 159 特に配慮が必要な保護者への説明についてルール化され、適正な説明、運用が図られている。 	<p>・保育の開始前には「重要事項説明書」や「入園のしおり」、園独自の「パンフレット」などと、市より発行される「支給認定決定書」も併せて、一人ひとりの保護者に同じ内容を説明している。配慮が必要な保護者に合わせた対応も行っている。</p>
		③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。 ■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。 ■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。 	<p>・保育所の変更等については「公立保育園確認事項」により細かく定められ、保育が継続的に行われるように手順が定められている。保護者の承諾を得て、必要事項を統一様式に記入し、関係者に情報提供を行っている。重要事項説明書では利用終了時の窓口を表記し口頭でも声をかけている。</p>	
		(3) 利用者満足の向上に努めている。	① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。 ■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。 ■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。 ■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。 ■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。 ■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。 	<p>・家庭訪問や懇談会、保護者会主体の保護者アンケート（年2回）を実施し、市教育委員会子ども課、教育課長等の関係者と共に保護者の意見を分析、把握している。表出された意見や要望は、保育の質の向上や運営に活かせるように分析・検討結果にもとづいて具体的な改善を行っている。当保育園としても課題を抽出し、結果を保護者懇談会や保育参観時等に園長より報告している。昨年度より個別面談も計画し実施している。保育の実践現場では、子どもの言葉や表情、行動から「楽しんでるな、満足しているな」と判断している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。 ■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。 ■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。 ■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。 ■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。 ■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。 ■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・保育の提供開始前には、重要事項説明書に明記された苦情解決の体制を保護者に説明している。園内には苦情解決の体制が分かるポスターが掲示され、エンゼルボックス（苦情箱）が設置されている。市の公立保育園全体として保護者会主体の保護者アンケート（年2回）を実施している。申し出された苦情は、市の子ども課と連携し、園では職員会議で話し合い、内容によっては書面で保護者に回答し、園だより等にも匿名で掲載し公表している。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由に選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。 ■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。 ■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。 	<p>・園の相談窓口や子ども課等が相談や意見を述べられる部署であり重要事項説明書や園内の掲示等で日常的に知らせ明確にしている。保護者会主体のアンケートの実施や苦情箱の設置等、方法や相手を選択できる環境を整えている。保護者とは日頃からコミュニケーションをとり信頼関係の構築に努めている。相談室はないが空いている保育室を使ってプライバシーに配慮しながら相談業務を行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。 ■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。 ■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。 ■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。 ■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。 ■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。 	<p>・市で統一されたマニュアルがあり定期的な見直しを行いながら活用している。日々の会話や連絡帳のやり取り等で表出される意見・要望はしっかりと受け止め、職員会議で共有し組織的かつ迅速に対応している。研修では「組織的な相談対応」を学び、保護者の意見等の傾聴に努め、適切に対応しながら保育の質の向上に役立っている。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネジャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。 ■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。 ■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。 ■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。 ■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。 ■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。 	<p>・「教育、保育施設における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」があり事故防止、再発防止のための取り組みを明確にして全体に周知している。園長補佐等に危機管理グループがあり、公立保育園で起きた事故、ヒヤリハットをまとめて全園で共有し要因分析も行っている。更に再発防止に向けて対応方法や改善策を話し合い各園で共有している。職員は研修を通じて「危険への気づき」を高め保育実践に活かし安全な保育を行うために役立っている。遊具点検、室内環境点検は定期的に行い、おもちゃ等はお昼寝の時間を使って消毒している。外部からの不審者侵入対策として門の施錠や延長保育で異年齢の集団保育を行うなど、目の行き届く環境で保育を行っている。不審者侵入を想定した訓練も行い、事務所や園内にサスマタや笛等を準備している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	・厚生労働省の「保育所における感染症対策ガイドライン」を参照したり、子ども課より全園に配布されている「インフルエンザ、ノロウイルス等の感染症の対応と蔓延防止の為の対応方法」を全職員が共有し、統一した対応ができるように取り組んでいる。各クラスには、対応手順が示されたポスターが掲示され職員は常に意識している。訪問調査当日も嘔吐があり保育士は準備されたエチケットセットを使いマニュアルに沿って処理していた。ノロウイルス対策として栄養士の定期巡回や職員の勉強会で理解を深め、日頃から取り組んでいる。日常的に遊びや外出後には手洗いやうがい、食事前、トイレの後も必ずハンドソープを使って手洗いをするように習慣づけている。保護者への情報提供として園だより等を活用し感染予防に関することや発生状況を伝えて早期対応に努めている。
			■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。			
■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。						
■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。						
■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。						
■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。						
■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。						
		③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	■ 198 災害時の対応体制が決められている。	・危機管理マニュアルや園の消防計画があり、災害時の体制が決められている。運営規程や重要事項説明書等に「非常時災害対策」として位置づけ、「災害時の体制、風水害や火災発生予測時における保育所での対応方針」を基に、毎月想定を変えて子ども達と一緒に訓練を行っている。今年、8月には小学校と合同訓練を行い、保護者に子どもを安全に確実に引き渡す訓練も行った。また、給食担当者が災害時の食料品を備蓄し、定期的にアルファ米、ビスケット、水、ジュース等を入れ替えている。今年度は、「停電で給食室でご飯が作れなかった！」との話を放送で聞きながらアルファ米のおにぎりを食べたという。事務室、各教室には非常持ち出し袋やヘルメットが準備され万が一に備えている。	
■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。						
■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。						
■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。						
■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。	・保育の基本的な部分の共通化を図り、保育水準や保育内容に差異が生じないようにするため、保育指針、幼児保育マニュアル、未満児保育マニュアル等を基に保育の提供を行っている。保育指針、マニュアルには、子どもの尊厳やプライバシーに配慮した保育を行うことを明記し、園全体で統一した形で行われるように職員会議等で研修を行い周知徹底を図っている。また、定期的な会議等で実践状況を検証できるようになっており、園全体での振り返りができている。「養護」、「生活・あそび」の領域を視点とした年間指導計画があり、その計画に沿って週日案やその反省・評価を園長が最終確認し毎月の振り返りへと繋げている。
			■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。			
■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。						
■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。						
■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。						
② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。	・毎週行われる職員会議では、日々の保育状況を話し合い、連絡帳や送迎時に寄せられた意見や要望、保護者会アンケートの分析で把握した結果などを踏まえ、検討を重ねている。各指導計画は実施後に評価・反省が行われ、新たに目標や課題に向けて取り組んでいることが実際の帳票から読み取ることができ、PDCAサイクルの仕組みに沿って継続的に検討・見直しが行われている。			
■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に行われている。						
■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。						
■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。 ■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。 ■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。 ■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。 ■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。 ■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。 ■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。 ■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。 	<p>・指導計画の策定責任者は園長となっている。指導計画の手引きに沿い、統一された様式で子どもの身体状態や保護者の生活状況を記載し、ニーズを明らかにしている。指導計画の策定については一人ひとりの子どもに応じて総合的な視点から作成していることが職員インタビューや関係書類、保護者アンケートにより確認できた。年間指導計画を基に策定された月案、週日案、個別計画には実施後の評価・見直しがPDCAサイクルに沿って実施されている。また、障がい児や支援困難ケースについては相談支援事業所や市担当課から助言を受けて指導計画を策定し、子どもに合わせた養護と保育が行えるように取り組んでいる。アセスメントに基づく指導計画は実践後に評価・反省を行い次回の計画に活かし適切な保育が提供できるように取り組んでいる。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。 ■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。 ■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。 ■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。 ■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。 	<p>・指導計画の見直し時期や手順は、園長補佐会で話し合い決めている。保育参観、園行事、保護者会によるアンケート、日常会話や連絡帳でのやり取りなどで保護者の意向を把握し、指導計画の見直しに活かしている。毎週行われる職員会議では、保育士からの意見を聴き評価・見直しを行い、次回の指導計画に反映している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。 ■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。 ■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。 ■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。 ■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。 	<p>・計画に基づいた保育を実施し、発達状況・生活状況を統一様式に記録している。子どもの様子や状態が具体的かつ適切に記録され、分析・評価も行われている。記録内容や書き方に差異が生じないように「保育要録記入の手引き」を活用し、記入者によりバラツキが生じないように適切に行われるように指導している。また、職員会議、園内研修も行い、情報の共有を図っている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> ■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。 ■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。 ■ 232 記録管理の責任者が設置されている。 ■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。 ■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。 ■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。 	